

報道資料

令和4年（2022年）3月4日

新型コロナウイルス感染症対策に係る 熊本県リスクレベルについて

県内の感染状況を踏まえ、専門家の意見も伺い、総合的に判断した結果、熊本県リスクレベルは、**レベル3**とします。

【概要】

1 県内の感染状況

指標	時点・期間	数値
最大確保病床使用率(使用数)	3月2日(水)	47.4% (391名)
新規感染者数	2月24日(木)～3月2日(水)	3,945名

2 熊本県リスクレベルについて

前回（2月25日発表）	今回（3月4日発表）
レベル3 なお、感染状況は緩やかな減少傾向にある。	レベル3 なお、感染状況は緩やかな減少傾向にある。

3 県民の皆様へのお願い

本県の感染状況は、緩やかな減少傾向にありますが、新規感染者数や病床使用数は多い状態が継続しています。また、実効再生産数は1.0に非常に近接しており、対策を緩和すると再増加が懸念される状況です。こうした状況から、3月3日付けで国に対しまん延防止等重点措置の延長を要請し、要請どおり延長される見込みです。

県民及び事業者の皆様には、まん延防止等重点措置の期間中は、措置に係る県からの要請に応じていただくようお願いします。また、わずかでも発熱等の症状がある方は、外出せず、すぐにかかりつけ医などに電話相談し、受診していただくようお願いします。

また、今後の感染の再拡大を防ぐためにも、希望する方は迅速に3回目のワクチン接種を受けていただくようお願いします。

熊本県 健康福祉部健康危機管理課
問合せ先：井上、横山、中満、浦江
電話：096-333-2239
(内線) 5931、5933、5934

熊本県における新型コロナウイルス感染症に関する概況

【令和4年（2022年）3月4日】

1 熊本県における現状認識

全国的に、新規感染者数の減少傾向が継続しているが、減少の鈍化や再増加が見られる地域も出てきている。国は本日にもまん延防止等重点措置適用区域を見直し、18都道府県において重点措置が継続される見込みである。

本県の3月2日時点の入院者数は391人（最大確保病床に対する使用率：47.4%）、2月24日から3月2日までの新規感染者数は3,945人であるため、本県のリスクレベルはレベル3とする。

本県の感染状況は、緩やかな減少傾向にあるが、新規感染者数や病床使用数は多い状態が継続している。また、実効再生産数は1.0に非常に近接しており、対策を緩和すると再増加が懸念される状況である。こうした状況から、3月3日付けで国に対しまん延防止等重点措置の延長を要請し、要請どおり延長される見込みである。

県民及び事業者の皆様には、まん延防止等重点措置の期間中は、措置に係る県からの要請に応じていただくようお願いする。また、わずかでも発熱等の症状がある方は、外出せず、すぐにかかりつけ医などに電話相談し、受診していただくようお願いする。

また、今後の感染の再拡大を防ぐためにも、希望する方は迅速に3回目のワクチン接種を受けていただくようお願いする。

前回（2/25発表）	今回（3/4発表）
レベル3 なお、感染状況は緩やかな減少傾向にある。	レベル3 なお、感染状況は緩やかな減少傾向にある。

【熊本県リスクレベル】

【目的】感染者数が増加に転じるタイミングを早期に捉え、警戒を発する基準を設定することで、感染拡大防止に向けた対策の徹底や県民への早期の警戒を呼び掛ける。

※あくまでも目安であり、現状がどのレベルに位置付けられるか、また、具体的な対策は、本県あるいは全国の感染状況及びその傾向（拡大・縮小）を踏まえ、実施する地域やその内容も含め、総合的に判断する。

レベル	該当する状況	本県の基準		本県で想定する対策例
		病床基準※2	新規感染者基準※3	
レベル4 避けたい レベル	一般医療を 大きく制限しても 対応困難	80% (660人)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国への災害医療的な対応依頼 ・積極的疫学調査の重点化 等
レベル3 対策強化 レベル	一般医療の 制限が必要	40% (330人)	50人 (869人)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン・検査パッケージ制度適用の停止 ・【緊急事態措置】の対策 <ul style="list-style-type: none"> -飲食店等の人数制限要請※1、休業・時短要請 -イベントの人数制限要請※1 -県外移動は極力控える呼びかけ※1 等 ・【まん延防止等重点措置】の対策 <ul style="list-style-type: none"> -飲食店等の人数制限要請※1、時短要請 -イベントの人数制限要請※1 -県外移動は極力控える呼びかけ※1 等
レベル2 警戒強化 レベル	感染増加傾向が見ら れているが、病床数 を増やすことで対応 できている状態	15% (124人)	10人 (174人)	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店を起因として県内の感染が拡大する場合、認証店以外の飲食店の時短要請※4、 国へのまん延防止等重点措置要請 ・国とまん延防止等重点措置要請の協議開始 ・感染状況に応じ、感染不安を感じる無症状者への検査受検要請を検討 ・飲食店等の人数制限要請※1 ・感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛要請 ・感染リスクの高い行動回避の呼びかけ ・段階的な病床の確保 等
レベル1 維持すべき レベル	一般医療が 確保	—	1人 (17人)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的感染防止対策徹底の要請 ・イベントの感染防止対策徹底等の要請 ・緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域への移動を控える呼びかけ※1 等
レベル0 感染ゼロ	新規感染者 ゼロを維持	県内で継続的な感染が起こってい ない状況		

(※1)ワクチン・検査パッケージ制度適用による緩和対象

(※2)最大確保病床使用率(2/18時点: 825床に対する入院者数)

(※3)週の感染者数/人口10万人(本県人口換算)。人口は令和2年国勢調査の数値

(※4)自主的に時短に協力した認証店には協力金を支払う

(注1)病床基準と新規感染者基準を踏まえ、感染拡大傾向や他県の状況を鑑み、総合的にレベル判断を行う。

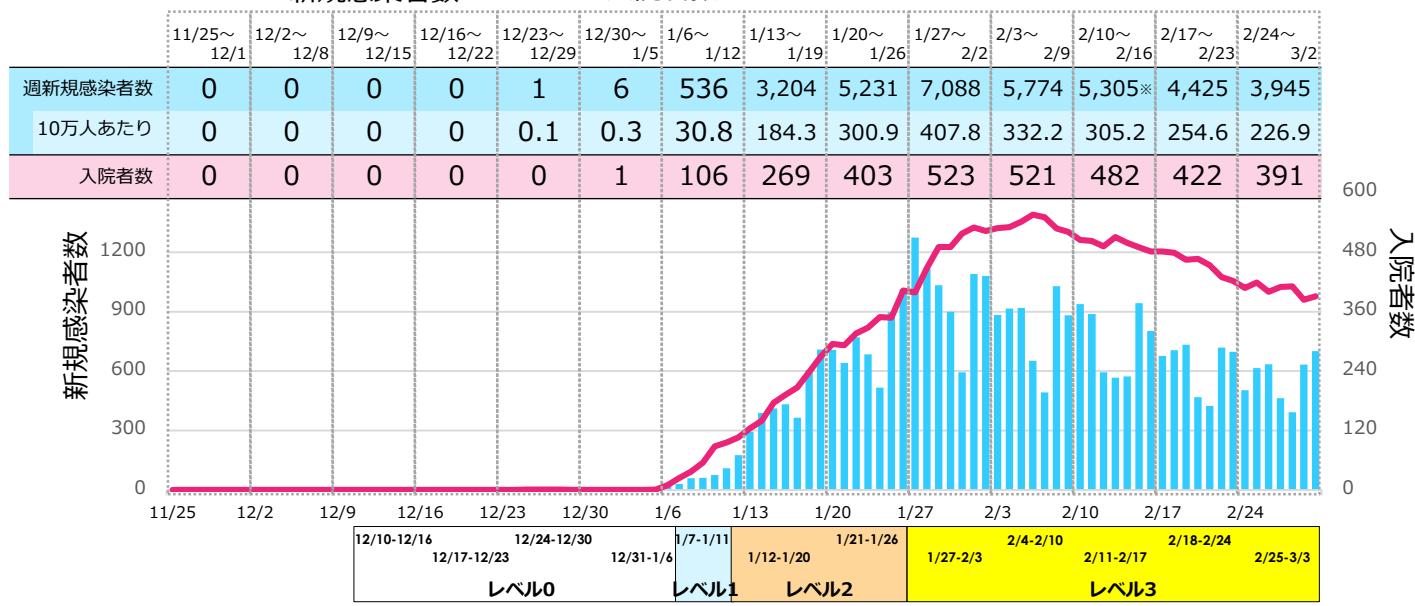
(注2)感染状況や、重症病床使用率、変異株の流行状況によっては、基準によらない判断を行うことがある。

2 熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 座長コメント (3月3日現在)

- 熊本県の3月2時点の入院者数は391人（最大確保病床に対する使用率：47.4%）、2月24日から3月2日までの新規感染者数は3,945人である。したがって、県リスクレベルはレベル3とすることが妥当である。
- 熊本県の新規感染者数は継続した減少傾向にある。しかし、実効再生産数は1.0に非常に近い状態で、対策を緩和した場合、感染者数の再増加が起こる可能性が高い。現状では病床使用率も高く、まん延防止等重点措置の延長が必要な状況である。
- 延長により、当面の間感染者の増加は抑え込まれることが見込まれる。しかし、BA.2系統の拡散状況や年度の切り替わりの人の移動の増加等を考えると、重点措置終了後に大きく感染が増加に向かうことも想定する必要があり、病床の逼迫を避ける必要がある。
- そのために重要なことは、①ワクチンの迅速な接種、②経口薬の適切な使用、③高齢者施設・保育所・学校等のクラスター発生防止である。①、②については、引き続き適切に進めていただきたい。③については、従事者への定期検査は有効と考えられる。また、福井県の調査によると、オミクロン株については、発症前2日から発症日にかけての感染が9割と推計されており、従前の保健所による後ろ向き積極的疫学調査が機能にくくなっていると考えられる。したがって、保健所の感染防止機能は施設対策に集中させるなどの工夫も考えられる。
- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は、ずっと継続することはできない。出口戦略は非常に難しいが、病床が限られた中でも感染者の一定の増加に耐えられる体制作りが重要である。ワクチン接種は、感染の状況や入院率に大きな影響を与えると考えられるため、進捗状況を注視しつつ今後の施策を検討していただきたい。

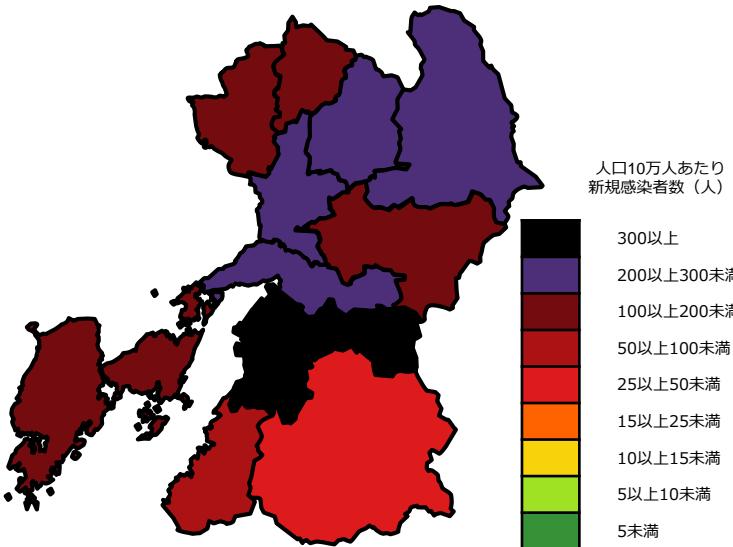
【熊本県における新型コロナウイルス感染者発生状況（11/25～3/2）：公表日ベース】

■ 新規感染者数 ■ 入院者数



*事例の取下・欠番により修正

【保健所ごとの感染例の確認状況】



保健所名	2/24～3/2	
	新規感染者数	人口10万人*1あたり
熊本市保健所	1,884	255.0
有明保健所	259	168.3
山鹿保健所	60	122.4
菊池保健所	472	252.8
阿蘇保健所	159	270.9
御船保健所	163	198.8
宇城保健所	304	296.5
八代保健所	450	335.4
水俣保健所	22	50.6
人吉保健所	40	49.1
天草保健所	132	122.8

*1 各保健所管内の人口は、国政調査(2020年10月1日現在)に基づく

【医療提供体制、感染状況に関する参考指標】

医療負荷の参考指標

感染状況の参考指標

時点	重症病床使用率 (最大確保病床)	療養者数	入院率 ※1	重症者数	中等症者数	必要病床数予測※2			検査陽性率 ※3	感染経路不明割合	新規感染者数 今週／前週比
						1週間後	2週間後	3週間後			
3月2日	16.2%	7,424人	5%	11人	173人	486	461	425	27.0%	34.3%	0.9
2月23日	20.6%	8,742人	5%	14人	177人	522	502	451	30.1%	27.8%	0.8
2月16日	27.9%	9,016人	5%	19人	193人	574	633	636	31.5%	27.5%	0.9
2月9日	13.2%	9,393人	6%	9人	204人	602	624	567	30.0%	31.7%	0.8
2月2日	14.7%	9,106人	6%	10人	185人	644	992	1,415	31.2%	34.8%	1.4
1月26日	8.8%	6,171人	7%	6人	124人	431	724	1,182	22.9%	34.9%	1.6
1月19日	0%	2,992人	9%	0人	44人	217	1,161	6,930	17.0%	39.3%	6.0
1月12日	0%	445人	24%	0人	9人	33	146	853	6.3%	42.9%	89.3

*1 療養者数が人口10万人あたり10人以上（174人）の場合に適用

*2 新型コロナウイルスの感染拡大状況とワクチン接種状況に応じた医療需要の予測ツール（国立感染症研究所）の短期予測を用い、本県のデータを用いて算出（感染が急激に増加する場合は、誤差が非常に大きくなるため、ツール制作者が認める範囲内でパラメータを調整する場合がある）

*3 新規感染者数（公表日ベース）及び県内の全検査数の1週間合計より算出

*4 調査が完了した3,140名の調査結果から算出したもの。調査が完了していない事例（リンクが判定されていない）805名分は分母に含まれない。

熊本県リスクレベルは、レベル3です。
また、感染状況は緩やかな減少傾向にあります。

まん延防止等重点措置に係る 熊本県の対策

令和4年3月4日 改訂

熊本県



重点措置区域：熊本県全域

期間：令和4年1月21日(金)から3月21日(月)

根拠：新型インフルエンザ等対策特別措置法

3月7日以降、変更・追加される対策を赤字で表示しています。

1 基本的な感染防止対策の徹底

【特措法第24条第9項】

- ① 症状がなくとも、マスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)着用
- ② こまめな手洗い・手指消毒、換気
- ③ 発熱時は仕事等を休み、すぐにかかりつけ医等に電話相談！

- ・「新しい生活様式」の実践をお願いします。
- ・マスク着用、手洗い、換気、人と人との距離の確保等の感染防止対策を徹底してください。
- ・帰宅直後の手洗いや入浴、発熱等の症状がある同居者と部屋を分けるなど、家庭内における感染防止対策を徹底してください。
- ・厚生労働省がリリースした接触確認アプリの積極的な利用をお願いします。

2 検査受検

【特措法第24条第9項】

わずかでも発熱などの症状がある方

外出せず、すぐにかかりつけ医等の医療機関又は発熱者専用ダイヤルに電話相談し、受診してください。

症状はないが、感染に不安を感じる方

県の登録を受けた検査機関等において無料検査が受けられる（熊本県民に限る）ため、検査を受けてください。

3 移動・外出

【特措法第24条第9項】

【特措法第31条の6第2項】

移動

- ・発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行等による移動を控えてください。
- ・不要不急の都道府県をまたぐ移動は、極力控えてください※。

※…医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤など、生活や健康の維持のために必要な場合や、対象者全員検査を受けた者を除きます。

外出

- ・マスク着用等の感染防止対策を徹底してください。
- ・感染リスクの高い「3つの密」のある場所への外出は自粛してください。
- ・時短要請時間以降は、飲食店にみだりに出入りしないでください。
- ・路上・公園等での集団飲酒等は自粛してください。

4 会食

【特措法第24条第9項】

会食は、宅飲みを含み、感染リスクを最小化するために、下記に留意して実施してください。

- ① 「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」を遵守して
- ② なるべく普段から一緒にいる人と
- ③ 人数を絞って

- ・飲食店を利用する場合、同一グループの同一テーブル使用は4人以内としてください※。

※…認証店において対象者全員検査を実施した会食を除く。

- ・県内全域で、深夜遅くまでの飲酒や会合など、感染拡大につながる行動を控えてください。

- ・感染防止対策が講じられていない飲食店は、利用しないようお願いします。

(注)認証店：「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けた店舗

熊本県作成 会食時の感染リスクを下げる4つのステップ 令和3年12月3日制定

飲酒を伴う懇親会や大人数での飲食、長時間におよぶ飲食等は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まる場面に該当しますが、様々な工夫と一人一人の心がけで、感染リスクを下げることは可能です。
感染リスクを下げる4つのステップをみんなで実践しましょう！

STEP1 予約時に下げる！

- お店を予約する際に、感染防止対策を実施しているお店か確認しましょう。
➢ 感染防止対策を実施しているお店は、ステッカーの掲示等で確認できます。
- 同一グループの同一テーブル使用は4人以内とするようお店と相談しましょう。
※ 認証店において対象者全員検査を実施した会食は除きます。

認証店で対象者全員検査を実施した会食の例

左記以外での会食 テーブルを分ける

STEP2 会食前に下げる！

- 発熱等の症状の有無を確認し、体調の悪い人は参加しないようにしましょう。
- 入店時に手指消毒を行い、マスクを着用したまま、すぐに着席しましょう。

STEP3 会食中に下げる！

- 食事中でも、会話をする際はマスクを着用しましょう。
➢ 食事の時間と会話の時間を分けるなどの工夫が効果的です。
- 大声での会話や席の移動は控えましょう。
- 箸やコップの使いまわしはやめましょう。
- 深酒は控えましょう。アルコールを飲みすぎの人がいたら、ソフトドリンクを勧めましょう。
- 飲酒の影響で参加者の気分が高揚し、マスク無しの会話や大声での会話が行われるなど、感染防止対策が実施されない状況になってしまったなら、早めにお聞きにしましょう。

STEP4 会食後に下げる！

- 長時間かつ深夜のはしご酒は控えましょう。
- 帰宅直後の手洗いなどにより、家庭内にウイルスを持ち込まないようにしましょう。
- 万が一、発熱等の症状が出た場合は、すぐにかかりつけ医等に電話相談のうえ、医療機関を受診しましょう。また、幹事等に連絡し、参加者と情報共有しましょう。

5 飲食店

【特措法第24条第9項】
【特措法第31条の6第1項】

- ・営業時間短縮及び酒類の提供について、次のとおり要請します。

対象施設	【認証店】	【認証店以外】
要請内容	<p>①午後9時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業はしないこと。</p> <p>②午後8時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業及び終日の酒類提供はしないこと。</p> <p>①又は②のいずれかに応じるよう要請します。</p>	午後8時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業及び終日の酒類提供はしないこと。

- ・同一グループの同一テーブル使用は4人以内としてください※。

※…認証店において対象者全員検査を実施した会食を除く。

【予約済の会食の取扱い】

1月20日(木)までに予約が完了していた認証店における会食については、ワクチン・検査パッケージの適用を認めますが、可能な限り対象者全員検査を行ってください。

- ・「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けるか、県が示した業種別の「感染防止対策チェックリスト」、国が取りまとめている感染拡大予防ガイドラインにより、十分な感染防止対策を行い、それが県民に分かるよう、ステッカー等を掲示してください。



6 イベント開催

【特措法第24条第9項】

要請内容	・県の「イベントの開催制限について」を参考とし、感染防止対策を徹底してください。 ・参加人数は、下記の【人数上限】、【収容率】の いずれか小さい方 に制限してください。 ・参加人数が5,000人を超えるイベントについては、イベント開催日の2週間前までを目途に県に感染防止安全計画を提出してください（大声なしの担保が必要）。 ・感染防止安全計画を策定しないイベントでは、感染防止策チェックリストを作成し、主催者等のHP、SNSなどで公表し、イベント後1年間保存してください。	
------	--	--

	5,000人を超えるイベント (感染防止安全計画策定が必要)	左記を除くイベント (感染防止安全計画を策定しない)
人数上限	20,000人※	5,000人
収容率	100%	大声なし：100%、大声あり：50%

※…対象者全員検査を行った場合は収容定員まで。

「大声」：通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること。

「大声あり」：「大声」を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが該当

【チケット販売の取扱い】

本取扱いの周知期間を3月7日(月)までとします。すでにチケット販売済のイベントについては、3月7日(月)までに販売されたものは、上記の制限は適用せず、キャンセル等の必要はありません。それ以降については、上記の条件を満たすものの販売を可とします。

詳細は熊本県HP「イベントの開催制限について」を御確認ください。

7 集客施設

【特措法第24条第9項】

対象施設

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設のうち、床面積が1,000m²を超える施設

施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など
ホテル等	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など
博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など
遊技場	ネットカフェ、漫画喫茶、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 など
学習支援施設	自動車教習所、学習塾 など
物品販売業を営む店舗	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など
サービス業を営む店舗	葬儀場、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、銭湯、クリーニング店、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など

要請内容

- ・入場者の整理等を行ってください。
 - 施設全体での措置（出入口にセンサー等を設置した人数管理、出入口での数の制限等）
 - 売り場別の措置（入場整理券の配布、買い物かごの稼働数把握等による人数管理等）
- ・入場者に対するマスクの着用を周知してください。
- ・感染防止措置を実施しない者の入場を禁止してください。
- ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（仕切り板の設置又は適切な距離の確保）を講じてください。
- ・これらの実施状況をホームページ等で広く周知してください。

8 その他

【特措法第24条第9項、協力依頼】

事業者、学校、保育所等、高齢者施設等への要請、協力依頼内容は次のとおり。

事業者

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・テレワークの推進等により出勤者削減(可能な範囲で目標を設定)への取組み
- ・職場における感染防止のための取組み（手洗いや手指消毒、換気励行、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得等）の徹底

保育所等

- ・保育所等における感染防止のための取組み（職員のマスク着用、手洗いや手指消毒、換気励行等）の徹底
- ・感染状況等に応じて臨時休園等の判断を速やかに行うよう市町村へ依頼
- ・保育所の保育士等に対する集中的検査の実施
- ・市町村の代替保育の実施を支援

学校

- ・文部科学省の「衛生管理マニュアル」に基づく感染防止対策の徹底
- ・地域や学校の感染状況に応じて分散、時短、時差登校等の実施
- ・感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動の自粛の再徹底を依頼
- ・部活動において对外活動の制限を依頼
- ・小学校の教職員に対する集中的検査の実施

高齢者 施設等

- ・高齢者・障がい者等の入所施設の従事者に対する集中的検査の実施
- ・従事者にわずかでも症状がある場合、確実に仕事を休ませる体制の構築
- ・オンライン研修等による、感染防止対策の実施

その他

- ・保育所の保育士、小学校の教職員、高齢者施設等の従事者等が濃厚接触者になった場合に早く職場に復帰できるよう検査の実施を支援

県民の皆様へのメッセージ

残念ながら、感染者やその御家族、医療従事者の方々の中に、差別を受け、苦しんでいる方がおられます。新型コロナウイルス感染症には、誰もがどこでも感染する可能性があります。感染された方やその御家族、職場関係の方々に責任はありません。不当な扱いや嫌がらせ、誹謗・中傷などは絶対にないよう、お願ひします。

熊本市の状況と対策

熊本市においては、新規感染者数は継続して緩やかに減少していますが、年代別では、10歳未満の子どもや60代以上の高齢者層では横ばい傾向となっております。

また、熊本市内の医療機関の最大確保病床使用率は75%程度を推移し、非常にひつ迫した状況が継続しています。

人流が年度末に向けて徐々に上昇する兆しも見られており、引き続き、感染防止対策の徹底など注意が必要です。

3月7日以降、変更・追加される対策を赤字で表示しています。

【対策】

- ・保健所業務の更なる体制の強化を図ります。 (疫学調査・健康観察の重点化、人員や物資の確保等)
- ・飲食店の営業時間の短縮要請に関する制度周知など県市連携して取り組みます。
- ・その他の熊本市における取組は以下のとおりです。
 - ✓ワクチン接種の着実な実施（追加接種・小児接種等）
 - ✓保育所等・小学校・高齢者施設等の従事者に対する集中的検査 及び 同従事者が濃厚接触者になった場合の待機を早期に解除するための検査の支援
 - ✓民間企業等への抗原検査キットの配布
 - ✓保育所等や学習活動、部活動等における感染防止対策の徹底
 - ✓老人福祉センター、公設公民館、地域コミュニティーセンター、児童館等は当面の間休館（他の施設については、感染状況、利用態様、予約状況を踏まえて判断）
 - ✓熊本市主催のイベントにおける感染防止対策の徹底(人数やイベントの性質に応じた人数制限等)
 - ✓市広報車両による巡回・声掛けや、熊本シティFM・街中モニターを活用した感染予防策に関する広報啓発活動の実施
 - ✓さらなる病床確保に努めるとともに、医療機関と連携し、感染者が発生した高齢者施設等を訪問。感染者の診察や感染状況の把握・評価、感染拡大防止の支援を実施（人員・物品・ゾーニング等）

【熊本市からの要請】

- ・熊本市から熊本市民の皆様への要請は次のとおりです。
 - ✓**基本的な感染防止対策**を徹底してください。（手洗い・うがい・手指消毒・換気・マスク着用）
 - ✓**不要不急の都道府県間移動**は極力控えてください。
 - ✓保育所等への登園については、感染拡大防止のため、家庭での保育が可能な保護者の皆様方ににおいては、可能な限り控えて下さい。
 - ✓「**熊本県飲食店感染防止対策認証制度**」を活用してください。
 - ✓**時短要請時間以降、飲食店にみだりに出入りしないでください。**
 - ✓**路上や公園等における集団での飲酒等はしないでください。**
 - ✓職場において、**業種別ガイドライン**等を参考に、**感染防止対策の徹底**を再度確認してください。また、**テレワークや時差出勤等に協力してください。**
 - ✓**民間企業等への抗原検査キットの配布**について、積極的に活用していただくようお願いします。
 - ✓**症状は無いが、感染に不安を感じる方（熊本県民に限る）**については、**熊本県が実施している無料PCR等検査**を受検していただくようお願いいたします。